

5監査第89号
平成25年11月6日

京丹後市長 中山 泰 様

監査委員 東 幹 夫

監査委員 足 達 昌 久

例月出納検査結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、一般会計、各特別会計及び公営企業会計の平成25年9月分の例月出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定により、その検査結果を別添のとおり報告します。

一般会計及び特別会計

(1) 対 象

一般会計 (平成25年9月分)

特別会計 (平成25年9月分)

国民健康保険事業、国民健康保険直営診療所事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業、集落排水事業、公共下水道事業、浄化槽整備事業、工業用地造成事業、宅地造成事業、峰山財産区、五箇財産区

その他

歳入歳出外現金 (平成25年9月分)

(2) 実施日

平成25年10月30日

(3) 場 所

京丹後市役所 3階 303号室

(4) 出席者

検査対応者

中邑会計管理者、瀬戸課長 (会計課)

監査委員及び事務局

東監査委員、足達監査委員、高田監査委員事務局長、中村主任

(5) 方 法

検査は、会計管理者保管の証書、証憑及び基金保管金調書並びに指定金融機関の公金出納日計表により計数を照合する等の方法によって実施した。

(6) 結 果

計数は正確であり、現金の保管は適正であると認められた。

また、事務処理及び手続きについても、概ね適正であると認められた。

水道事業企業会計

(1) 対 象

京丹後市水道事業会計 平成25年9月分

(2) 実施日

平成25年10月30日

(3) 場 所

京丹後市役所 3階 303号室

(4) 出席者

検査対応者

中西上下水道部長、辻水道整備課長、小林主任

検査立会者

中邑会計管理者

監査委員及び事務局

東監査委員、足達監査委員、高田監査委員事務局長、中村主任

(5) 方 法

検査は、総勘定元帳、補助簿、その他諸帳簿、証書、証憑及び試算表並びに出納取扱金融機関公金出納日計表及び現金出納簿により計数を照合する等の方法によって実施した。

(6) 結 果

計数は正確であり、現金の保管は適正であると認められた。

事務処理及び手続きについても、適正であると認められた。

病院事業企業会計

(1) 対 象

病院事業会計 京丹後市立弥栄病院 平成25年9月分

(2) 実施日

平成25年10月30日

(3) 場 所

京丹後市役所 3階 303号室

(4) 出席者

検査対応者

梅田医療部長、渡辺課長、小森主任、廣野専門委員、吉岡事務局長、蒲田管理課長、田中主任

検査立会者

中邑会計管理者

監査委員及び事務局

東監査委員、足達監査委員、高田監査委員事務局長、中村主任

(5) 方 法

検査は、総勘定元帳、補助簿、その他諸帳簿、証書、証憑及び試算表並びに取引金融機関の通帳預金残高及び現金出納簿の計数を照合する等の方法によって実施した。

(6) 結 果

計数は正確であり、現金の保管は適正であると認められた。

事務処理及び手続きについても、概ね適正であると認められた。

病院事業企業会計

(1) 対 象

病院事業会計 京丹後市立久美浜病院 平成25年9月分

(2) 実施日

平成25年10月30日

(3) 場 所

京丹後市役所 3階 303号室

(4) 出席者

検査対応者

梅田医療部長、渡辺課長、小森主任、廣野専門委員、岡田事務局長、葛原管理課長、西山課長補佐、平林課長補佐

検査立会者

中邑会計管理者

監査委員及び事務局

東監査委員、足達監査委員、高田監査委員事務局長、中村主任

(5) 方 法

検査は、総勘定元帳、補助簿、その他諸帳簿、証書、証憑及び試算表並びに取引金融機関の通帳預金残高及び現金出納簿の計数を照合する等の方法によって実施した。

(6) 結 果

計数は正確であり、現金の保管は適正であると認められた。

事務処理及び手続きについても、概ね適正であると認められた。